一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　宗方本川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　愛媛県今治市大三島町宗方
　二二五七番　一号
　二二四九番　二号
　二四二〇番　三号
　二四二一番　四号
　二六七〇番　五号
　二六八〇番一　六号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　右馬ノ地川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　愛媛県上浮穴郡久万高原町父野川
　甲一五〇番　一号
　甲一五〇番地先道路敷　二号
　甲一四八番　三号
　甲一三一番一　四号
　乙九六八番　五号
　乙九六七番二　六号
　乙九六七番一　七号
　乙九九五番　八号から十号まで
　乙一〇〇七番一　十一号及び十二号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　馬ノ地川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　愛媛県上浮穴郡久万高原町父野川
　乙九四五番　一号
　乙九四七番二　二号
　乙九五三番　三号
　乙九五五番　四号
　乙九五四番一　五号
　乙九六四番　六号
　乙九六六番　七号
　甲一二三番一　八号

○国土交通省告示第七百四十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

平成三十年六月十三日

国土交通大臣　石井　啓一

一　明治四十二年内務省告示第百五十九号で指定した土地のうち、次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

静岡県静岡市葵区梅ケ島

字堂野森　五四一番六　一号

字関ノ沢　六三三番一　二号から四号まで

六四二番　五号

六四四番　六号

六七九番一　七号

六九一番　八号及び九号

六九二番一　十号及び十一号

字桑木ウツ　五二五番七　十二号

五二五番五　十三号

○国土交通省告示第七百四十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次に掲げる土地において施行した砂防設備工事が終了したので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第二項の規定に基づき、告示する。

平成三十年六月十三日

国土交通大臣　石井　啓一

一　昭和十二年内務省告示第二百六十七号で指定した土地のうち、次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

静岡県静岡市葵区梅ケ島

字堂野森　五四一番六　一号

字関ノ沢　六三三番一　二号から四号まで

六四二番　五号

六四四番　六号

六七九番一　七号

六九一番　八号及び九号

六九二番一　十号及び十一号

字桑木ウツ　五二五番七　十二号

五二五番五　十三号

○海上保安庁告示第四十二号

航路標識の設置、廃止及び一時撤去について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第十五条の規定により、次のように告示する。

平成三十年六月十三日

海上保安庁長官　中島　敏

名称	日向港第一沖防波堤灯台
位置	
所在地	福井県三方郡美浜町（日向港第一沖防波堤外端）
北緯	三五―三六―四八
東経	一三五―五三―三一
廃止年月日	平成三十年三月十六日

名称	八戸港中央第二防波堤工事区域A浮標
位置	
所在地	青森県八戸港第三区（鮫角灯台の西北西方約一・二キロメートル）
北緯	四〇―三二―四三
東経	一四一―三三―五〇
廃止年月日	平成三十年三月十七日

名称	八戸港中央第二防波堤工事区域B浮標
位置	
所在地	青森県八戸港第三区（鮫角灯台の西北西方約一・一キロメートル）
北緯	四〇―三二―三六
東経	一四一―三三―四八
廃止年月日	平成三十年三月十七日

名称	東京新海面処分場Dブロック A灯浮標
位置	
所在地	京浜港東京区（十五号地南信号所の南方約二・七キロメートル）
北緯	三五―三五―二三
東経	一三九―五〇―〇一
撤去年月日	平成三十年三月二十三日
記事	一時変更

名称	東京新海面処分場Dブロック B灯浮標
位置	
所在地	京浜港東京区（十五号地南信号所の南方約二・六キロメートル）
北緯	三五―三五―二六
東経	一三九―五〇―〇六
撤去年月日	平成三十年三月二十三日
記事	一時変更

名称	東京新海面処分場Dブロック C灯浮標
位置	
所在地	京浜港東京区（十五号地南信号所の南方約二・八キロメートル）
北緯	三五―三五―二一
東経	一三九―五〇―〇九
撤去年月日	平成三十年三月二十三日
記事	一時変更

名称	東京新海面処分場Dブロック D灯浮標
位置	
所在地	京浜港東京区（十五号地南信号所の南方約二・九キロメートル）
北緯	三五―三五―一六
東経	一三九―五〇―一二
撤去年月日	平成三十年三月二十三日
記事	一時変更

名称	東京新海面処分場Dブロック E灯浮標
位置	
所在地	京浜港東京区（十五号地南信号所の南方約三・一キロメートル）
北緯	三五―三五―一一
東経	一三九―五〇―一五
撤去年月日	平成三十年三月二十三日
記事	一時変更

名称	東京新海面処分場Dブロック F灯浮標
位置	
所在地	京浜港東京区（十五号地南信号所の南方約三・二キロメートル）
北緯	三五―三五―〇六
東経	一三九―五〇―一九
撤去年月日	平成三十年三月二十三日
記事	一時変更

名称	東京新海面処分場Dブロック G灯浮標
位置	
所在地	京浜港東京区（十五号地南信号所の南方約三・四キロメートル）
北緯	三五―三五―〇一
東経	一三九―五〇―二二
撤去年月日	平成三十年三月二十三日
記事	一時変更